

私立幼稚園医療的ケア看護職員配置事業費補助金概要

1 補助対象園

学校法人立幼稚園（ただし、文部科学省の教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）（以下、「国庫補助金」という。）の交付決定を受けた園に限る）

2 補助対象事業

私立幼稚園における医療的ケアの環境整備の充実を目的として、看護師等及び介護福祉士等（以下、「医療的ケア看護職員等」という。）の学校への配置に係る経費への補助を行う。

3 補助対象経費

国庫補助金の交付決定を受けた事業のうち、「医療的ケア看護職員配置事業」の補助対象経費として認められた経費。

【国庫補助金交付要綱（令和7年3月12日一部改正）】 一部抜粋

4. 補助対象経費

学校における医療的ケアの環境整備の充実に向けて、教員（保健師・助産師・看護師・准看護師の免許を有する者を除く。）とは別に配置する、医療的ケア看護職員、医療的ケアを行う介護福祉士、社会福祉士及び介護福祉士法（第2条第2項）に規定する喀痰吸引等を行う認定特定行為業務従事者（以下「介護福祉士等」という。）を配置する際に係る経費。※上記の者が医療的ケア以外の業務に従事している場合、医療的ケアの業務に係る経費のみを計上すること。

6. 補助対象経費の範囲

（1）補助対象となる医療的ケア看護職員及び介護福祉士等の種類

学校における医療的ケアの環境整備の充実に向けて、医療的ケアを行うために配置する保健師、助産師、看護師、准看護師及び教員とは別に配置する介護福祉士、認定特定行為業務従事者

（2）医療的ケア看護職員及び介護福祉士等の配置に当たって

- ・医療的ケアが必要な幼児児童生徒の状態や地域における医療的ケア看護職員及び介護福祉士等の需給を取り巻く状況などを踏まえ、例えば、複数校を巡回させるなど、適切な配置方法を検討すること。
- ・校内での医療的ケアの実施のほか、校外学習（宿泊学習を含む。）や登下校時における送迎車両への同乗など校外での対応も差し支えないものとする。
- ・喀痰吸引等を行わない介護福祉士等は補助の対象外である。

7. 補助対象経費の費目

学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアを行う医療的ケア看護職員及び介護福祉士等の配置に要する経費（諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、人件費、雑役務費等）で大臣が認める経費。

4 補助率

1／2以内 ただし、国庫補助金における交付決定額を上限とする。

5 その他（留意事項等）

- (1) 本事業は、文部科学省実施の国庫補助金の上乗せ事業として実施するものです。国庫補助金の交付決定を受けた園のみ補助を受けることが可能なため、来年度の申請にあたっては、まず2月～3月頃に予定されている国庫補助金への応募が必要となりますので、ご注意ください。
- (2) 私立幼稚園等特別支援教育費補助金と重複した申請について、同一の取組に対して国の補助金を重複して交付することは認められません。ただし、取組ごとに財源や用途等を明確に区分することが可能な場合、それぞれの補助金に申請することは可能と考えます。例えば、障害のある医療的ケア児受入れのための取組として、①医療的ケア看護職員の配置と、②医療的ケア児受入れのための整備に係る物品購入を行う場合、取組毎に切り分けを行い、①医療的ケア看護職員の配置については国庫補助金（及び本補助事業）②医療的ケア児受け入れのための整備に係る物品購入については私立幼稚園等特別支援教育費補助金に申請するといったことが考えられます。
- (3) 一般的には、医療的ケアとは、病院などの医療機関以外の場所（学校や自宅など）で日常的に継続して行われる、喀痰吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射などの医行為を指し、病気治療のための入院や通院で行われる医行為は含まれないものとされています。なお、本補助事業は医療的ケアを行うために医療的ケア看護職員等を配置するために係る経費を補助するものであり、医療的ケアを行う者が医療的ケア以外の業務に従事している場合、医療的ケアの業務に係る経費のみを計上することとします。

以上